

厚生労働科学研究（障害保健福祉総合研究事業）

「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（田島班）

（H18－障害－一般－006）

「全国の知的障害者施設における罪を犯した、 又は反社会的行動のある人達の実態調査」

平成19年度

目 次

I. 調査概要	2
II. 考 察	5
III. 結 論	7
IV. 集計結果	9
V. アンケート原本	25

I. 調査概要

知的障害者施設を運営する全国の社会福祉法人等（2,350団体）へアンケートを送付し、過去5年間における罪を犯した知的障害者の受け入れ状況と支援内容及び課題点について調査を実施し、分析を行った。

1. 調査対象施設

- (1)調査期間 平成15年4月から平成19年9月の5年間。
- (2)調査対象施設 全国の知的障害者施設を運営する全2,350法人。（NPO法人は含まない）
- (3)調査内容 罪を犯した障害者の受け入れについて
- (4)回答率 47.8%（2,350法人中1,125法人）

2. 調査方法

- (1)対象者に係る属性、受け入れ依頼施設など個別の情報に関する調査（数量調査）
- (2)対象者の処遇上に講じている対策、罪を犯した知的障害者の支援に関するご意見（記述回答）

3. 調査結果（数量調査）

法人全体と個別事業所でアンケートに回答した施設が混在するため、母数は両者を混在した1,387施設になる。

数量データ

- (1)受け入れ相談 242施設
- (2)相談件数 454件。平均1.8件。最多の相談累積数は12件。
- (3)相談を寄せてきた人 ①「福祉関係」257件（55.4%）、②「家族／本人」117件（25.2%）、③「司法」44件（9.5%）
- (4)対象者の受け入れ：157法人、176施設、280名、290事例（複数回施設利用のケースがあるため）
- (5)受け入れ件数 平均1.6事例。最多の受け入れは16事例。
- (6)性別 男性：246名（84.8%）、女性：34名（11.8%）、不明：10名（3.4%）
- (7)受け入れ時の年齢 平均年齢32歳 男性：30.2歳、女性：28.5歳
- (8)受け入れ期間 最も多いのが「1年未満」112件（38.6%）
- (9)受け入れ依頼施設 ①「刑務所」75件（23.8%）、②「警察署」72件（22.9%）、③「少年院」38件（12.1%）
- (10)罪名別 ①「窃盗」142事例（37.2%）、②「放火」24事例（6.3%）、「わいせつ」24事例（6.3%）
- (11)刑期別（矯正施設からの受け入れ限定） 最も多いのが「1年～2年未満」36件（30.3%）。
- (12)執行猶予がついての受け入れ 57事例（47.9%）
- (13)仮釈放での受け入れ（矯正施設から受け入れ限定） 12事例（5.7%）
- (14)満期出所での受け入れ（矯正施設からの受け入れ限定） 59事例（49.6%）
- (15)保護観察での受け入れ（矯正施設からの受け入れ限定） 32事例（26.9%）
- (16)受け入れ時の療育手帳 254事例（87.5%）が療育手帳を所持

(17)受け入れ時の療育手帳の等級

A：14事例（4.8%）、B：202事例（69.7%）、C：9事例（3.1%）、
1度：0事例（0.0%）、2度：1事例（0.3%）、3度：3事例（1.0%）、
4度：19事例（6.6%）

(18)受け入れ後の療育手帳の取得 3事例

(19)受け入れ時の障害程度区分

新法：区分1：11事例（3.8%）、区分2：27事例（9.3%）、区分3：33事例（11.4%）、
区分4：20事例（6.9%）、区分5：7事例（2.4%）、区分6：2事例（0.7%）

旧法：A：20事例（6.9%）、B：34事例（11.7%）、C：24事例（8.3%）

(20)障害基礎年金 187事例（64.5%）が障害基礎年金を取得

(21)障害基礎年金の等級

1級：17事例（5.9%）、2級：168事例（57.9%）

(22)加算 加算がついているのは4施設（1.4%）

(23)支援プログラム有り 51施設（29.0%）

ご意見

(1)受け入れで障壁となった事項

①「個人情報の不足」76件（22.0%）、②「経済保障（障害基礎年金、生活保護の手立て）」63件（18.2%）、③「契約の問題（契約になじまない）」34件（9.8%）

(2)施設に受け入れてみて困難な事項

①「手がかかる」73件（14.7%）、②「施設利用中の再犯」62件（12.5%）、
③「再犯防止プログラムの未整備」55件（11.1%）

(3)受け入れられなかった理由

①「定員がいっぱいであった」46件（18.6%）、②「他利用者等への人権侵害の恐れがある」36件（14.6%）、③「本人が利用を望まなかった」34件（13.8%）

(4)受け入れられなかった人のその後

①「わからない」57件（44.2%）、②「他法人の福祉施設等」23件（17.8%）、③「自宅」18件（14.0%）

(5)受け入れやすくするために必要な事

①「専門職の配置」271件（18.2%）、②「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」267件（18.0%）、③「特別加算等の何らかの加算がある」231件（15.5%）

(6)この研究についてのご意見

4. 調査結果（記述回答）

(1)現在の状況（集計者による分類）

生活の場：①「入所施設（入所更生、入所授産等）」84事例（28.9%）、②「グループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）」36事例（12.4%）、③「短期入所」「単身生活」17事例（5.9%）

日中活動の場：①「入所施設（入所更生、入所授産等）」88事例（30.4%）、②「通所施設利用（生活介護・授産活動等）」37事例（12.7%）、③「就職（パート、アルバイト含む）」31事例（10.7%）

再犯：「再犯」35事例（12.1%）、「問題行動」9事例（3.1%）

現在の状況：①「事業所利用中」139事例（47.9%）、②「退所」22事例（7.6%）、③「支援継続中」18事例（6.2%）

(2)支援プログラム（集計者による分類）

①「個別支援計画・プログラム作成」12件、②「ケース会議・ケア会議（施設外関係者との会議を含む）10件、③「個別の見守り支援」「カウンセリング（対話・作文含む）」8件

Ⅱ．考察

アンケート調査結果からうかがえる全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動の障害者の実態は次の通りである。

ア) 受け入れ相談の増加傾向について

罪を犯した又は反社会的行動のある障害者の受け入れ相談件数は、厚生労働科学研究が開始された平成18年から増加傾向が見られる。罪を犯した障害者への関心が強まったことや、障害者自立支援法が施行され、地域移行が叫ばれるようになったことで、この問題が表面化したことが背景にあると考えられる。ただし、記録に基づいたデータではないので、統計上の有意性は認められない。

イ) 民間施設が中心となって処遇を行っている

アンケートに回答した施設では、公設施設（都道府県立、市町村立、社会福祉行議会、社会福祉事業団、独立行政法人）の回答率は65.0%であった。454件の相談件数の内、公設施設で受け付けた相談は85件（18.9%）であり、受け入れた事例も50事例（17.2%）に留まっている。

現状では、罪を犯した障害者の処遇については、受け入れのみならず、相談のルートにおいても民間施設に多くを負っている。

受け入れた事例については特徴的な違いは見られなかった。

ウ) 罪を犯した知的障害者は軽度・中度の者が多い

これまでの個別事例では、罪を犯した障害者は軽度や中度の者が多いという指摘がなされてきた。本調査ではそれを裏付ける結果が明らかになった。

療育手帳の等級にもとづくと、軽度と中度は全体の82.6%が、障害程度区分では50.4%が中度及び軽度の障害者と診断されていることが分かる。

彼らは「社会適応性」において極めて重い障害を持つと云えるが、この認定項目は現在の障害認定区分には含まれていない。それゆえに、必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスのミスマッチを生んでおり、受け入れる施設側の経済的負担となっている。

罪を犯した障害者を受け入れた施設では、11.6%が「障害程度区分が高く判定される」を「受け入れやすくするために必要な事」として選択している。「特別加算等の何らかの加算がある」の17.2%をあわせると、経済的負担を訴える事業所は全体の3割にのぼっている。

エ) 受け入れる施設が入所施設に限定されている

事業区分別集計によれば、受け入れた施設としては「入所更生施設」が32.6%と最も多く、つづいて「入所授産施設」の11.2%であり、入所施設全体では48.3%になる。

受け入れ後、現在も入所施設を利用しているのが、日中活動の場としては84事例、生活の場では88事例とそれぞれの事例では最も多い。

受け入れる場所が入所施設に限られ、一旦受け入れた後も、なかなかスムーズに地域移行につなげてゆけていない。

また「受け入れられなかった人のその後」では、受け入れる施設がないために精神病院に入院した事例が2事例ある。「現在の状況」では10事例が病院に入院中となっており、現在では、精神病

院が最終的な受け入れ地になっていることがうかがえる。

オ) 施設の利用者への悪影響が大きい

地域移行を進めた結果、現在入所施設を利用している者の多くは密なケアを必要とする重度の障害者である。罪を犯した障害者は知的障害としては軽度・中度の者が多く、受け入れた際に重度の利用者に対する暴力やいじめ、非行の勧誘といった悪影響が「受け入れてみて困難な事項」では報告されている。「受け入れる際の障壁」「受け入れられなかった理由」でも、同様の記述が見受けられた。

また、重度の障害者を中心としたプログラムを組んでいる為に、別の支援プログラムを必要とする罪を犯した障害者の処遇に対応できないという指摘もあった。

カ) 支援が福祉につながる者に限定されている

厚生労働科学研究では障害者療育手帳の取得条件の緩和を問題提起した。これは酒井グループでのモデル事業を始めとし、矯正施設からの障害者の受け入れに関わった者が、共通してあげた課題点であった。

しかし、調査結果によれば、受け入れ時で87.5%にあたる254事例が療育手帳を所持している。

相談を寄せてきた人のトップは「福祉事務所等」の177件であった。ここから分かるのは、福祉施設への橋渡しが行われるのは、「福祉へのパスポート」である療育手帳を所持した人に支援が限られていることである。

キ) 自宅待機者が多い

相談を寄せてきた人で「福祉関係等」に次いで多かったのが「家族／本人」の17.9%である。「受け入れられなかった人のその後」では「自宅」「親戚宅」と答えた者が20件（15.6%）あげられている。さらに、「受け入れに障壁となった事項」として、「契約の問題（契約になじまない）」が9.8%、「本人または家族の同意」が10.7%選択されている。

以上から、触法行為を行う障害者を自宅で抱え、福祉施設に相談にゆくものの、本人の同意にもとづく契約のため、契約を結べず自宅に舞い戻るという家族の姿が浮びあがる。

ク) 福祉施設で受け入れる為に必要な整備

施設に受け入れた290事例の内、再犯を起こしたのは35事例（12.1%）、問題行動を起こしたのは9事例（3.1%）である。また、「受け入れてみて困難な事項」と「受け入れられなかった理由」のそれぞれで、「手がかかる（職員の精神的、体力的負担）」が最も多く選択されている。

このように、罪を犯した障害者の受け入れには、再犯の危険性と隣り合わせであり、福祉施設で受け入れるには、環境を整備する必要がある。

しかし、現状では受け入れた147施設の内、特別な支援プログラムがあると回答したのは、3分の1である51施設にとどまっている。「専門職の配置がされる」（18.2%）と「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」（18.0%）が、「受け入れやすくするために必要なこと」の1位と2位にあげられている様に、支援プログラムの面でも、支援体制の強化は遅れている。

具体的に必要な設備として「特別支援加算、公的資金援助」「専門職の配置」「施設の環境整備」「情報開示の必要性」「ネットワークの充実」等があげられている。

Ⅲ．結論

1. 現状の問題

本年度は「全国の障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある障害者の実態調査」についてアンケート調査を実施した。先行研究としては平成18年に日本知的障害者福祉協会が実施した『入所更生施設の利用者と支援に関する実態調査報告書』や、本グループが社会福祉法人 南高愛隣会を対象に行った調査がある。いずれも入所更生施設あるいは1法人に特化しており、知的障害者施設全体を対象とした調査としては初めてのものになる。

その結果、「罪を犯した知的障害者は中度・軽度の者が多い」「満期出所が多く施設受け入れの妨げになっている」といった、モデル事業（受け入れ実践）において浮かび上がった問題点が、各施設での共通の問題点であることが明らかになった。

特に大きな問題として浮き彫りになったのは支援体制の不足である。罪を犯した障害者の方を受け入れている施設においては、再犯を防ぐために多大なマンパワーが必要である。しかし、現状ではプログラム面でも経済的な面でも、支援体制は不足している。

受け入れに際して必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスには差がある。特に夜間、休日を支える生活系サービス事業の給付額については見直しを求める必要がある。

2. 地域生活移行について

今回の調査結果では、福祉につながる者しか支援を受け入れられていないという課題が、改めて明らかになった。それと共に、自宅で罪を犯した障害者を抱えた家族の存在も表に出てきた。

平成18年の新受刑者33,032名の内、知的障害者の領域とされるIQ69以下の受刑者は7,563名いる（『矯正統計年報 平成18年度』法務省）。このような、地域で生活する、従来の福祉につながらない人までを視野に入れた展開が必要になってくる。

また、入所施設からの地域移行も大きな課題である。入所施設が最終的な終着点ではなく、あくまで入所施設を仲介して、地域生活へ移行するといった流れを再確認する必要がある。

その際に重要になるのが療育手帳の取得である。療育手帳を受刑中に申請することが出来れば、出所後の福祉サービスが間を置かずスムーズに受けることが出来る。身寄りがなく、比較的年齢が高い人になると、現在の取得要件では療育手帳を申請することさえ困難である。再犯を防ぎ、本人が安定して生活するためには療育手帳が必要であり、取得要件、交付基準の緩和が望まれる。

3. 矯正施設との連携

地域移行の際に必要なのが他機関との連携である。「受け入れやすくするために必要なこと」では、〈全面的に福祉機関だけで受け入れるには不安が残る。専門機関にコンサルテーションを受けられる体制が欲しい〉や〈本人支援に関わるすべての関係機関の連携強化〉といった地域でのネットワークの構築が多くあげられている。受け入れには地域社会との協力が必要であり、行政や矯正施設等を巻き込んだネットワークが不可欠になる。

酒井グループが行った、福祉と矯正施設が一堂に会し、矯正施設からの受け入れを協議する合同支援会議においては、矯正サイド、保護サイドが本人をどうにか福祉につなげたいという強い思いをもって臨まれた。本来であれば個人情報保護の観点から、他の機関への橋渡しの際の情報提供等は難しいが、本人を福祉につなぐことは、環境調整の一環であると捉えていただき、無事橋渡し支

援につなぐことが出来た。

このような取り組みから、矯正、保護、福祉が三者一体（補完体制の構築）となって支援をすることで、多くの罪を犯した障害者を再犯の道から救えるのではないかと強く感じる。「社会生活支援センター（仮称）」は、その三者の架け橋として設置が急務と思われる。

そこで検討しなければならないのは個人情報の取り扱いの問題である。今回の調査では、福祉サイドが、ケアプランの作成や受け入れを検討する上で、病状や犯罪歴、生育歴といった個人情報を必要としていることが明らかになった。療育手帳を取得する上では個人情報が不可欠であり、矯正サイドには何からの形での個人情報の提供を要望したい。

4. 結論

こうした調査結果やモデル事業の実践的取り組みから浮かび上がった課題を次の通りまとめた。

- ・ 矯正施設と福祉施設をつなぐ役割を担う機関の設置
- ・ 療育手帳取得要件の全国統一及び交付基準の緩和
- ・ 障害認定区分の見直し
- ・ 特別加算の必要性
- ・ 措置制度の弾力的運用について
- ・ 受刑者に関する矯正施設又は保護観察所等が持つ個人情報の福祉行政への法的有効活用について（療育手帳取得申請書類として）

IV. 集計結果

1. 調査期間

(1)調査期間

平成15年4月から平成19年9月の5年間。

(2)調査対象施設

全国の知的障害施設を運営する全2,350法人。NPO法人は全数が把握できないので除外した。
回答がよせられた施設の事業区分は以下の通りである。

表1 事業区分別集計（単位：件数）

		全 体									
				相談なし		相談あり					
						受入あり		受入なし			
訪問サービス	居宅介護	3	(0.2)	2	(0.2)	1	(0.3)	0	(0.4)	1	(0.9)
	重度訪問介護	1	(0.1)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	行動援護	1	(0.1)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	児童デイサービス	3	(0.2)	1	(0.1)	2	(0.6)	1	(0.4)	1	(1.1)
	短期入所	13	(0.8)	10	(0.8)	3	(0.9)	3	(1.2)	0	(0.0)
	相談支援	7	(0.4)	2	(0.2)	5	(1.5)	5	(2.1)	0	(0.0)
日中活動の場	療養介護	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	生活介護	91	(5.5)	74	(5.6)	17	(5.1)	13	(5.4)	4	(4.5)
	自立訓練(機能訓練)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	自立訓練(生活訓練)	28	(1.7)	19	(1.4)	9	(2.7)	7	(2.9)	2	(2.2)
	就労移行支援(一般型)	57	(3.4)	40	(3.0)	17	(5.1)	13	(5.4)	4	(4.5)
	就労移行支援(資格取得型)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	就労継続支援(A型)	9	(0.5)	7	(0.5)	2	(0.6)	2	(0.8)	0	(0.0)
	就労継続支援(B型)	81	(4.9)	65	(4.9)	16	(4.8)	12	(5.0)	4	(4.5)
住まいの場	共同生活介護	36	(2.2)	27	(2.0)	9	(2.7)	9	(3.7)	0	(0.0)
	施設入所支援	19	(1.1)	13	(1.0)	6	(1.8)	4	(1.7)	2	(2.2)
	共同生活援助	33	(2.0)	26	(2.0)	7	(2.1)	7	(2.9)	0	(0.0)
	宿泊型自立訓練	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
旧法指定施設(通所)	更生施設	126	(7.6)	105	(7.9)	21	(6.3)	14	(5.8)	7	(7.9)
	療護施設	1	(0.1)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	授産施設	366	(22.0)	329	(24.7)	37	(11.2)	26	(10.7)	11	(12.4)
	福祉工場	2	(0.1)	2	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	小規模通所授産施設	35	(2.1)	33	(2.5)	2	(0.6)	2	(0.8)	0	(0.0)
旧法指定施設(入所)	更生施設	570	(34.3)	449	(33.7)	121	(36.6)	79	(32.6)	42	(47.2)
	療護施設	2	(0.1)	2	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	授産施設	87	(5.2)	53	(4.0)	34	(10.3)	27	(11.2)	7	(7.9)
	通勤寮	31	(1.9)	17	(1.3)	14	(4.2)	11	(4.5)	3	(3.4)
	福祉ホーム	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	小規模作業所	9	(0.5)	8	(0.6)	1	(0.3)	0	(0.0)	1	(0.9)
その他	地域活動支援センター	12	(0.7)	12	(0.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	知的障害児施設	24	(1.4)	21	(1.6)	3	(0.9)	3	(1.2)	0	(0.0)
	その他	15	(0.9)	11	(0.8)	4	(1.2)	3	(1.2)	1	(1.1)
		1662	(100.0)	1331	(100.0)	331	(100.0)	242	(100.0)	89	(100.0)

注1 複数選択あり

2. 調査結果

2,350法人の内、1,125法人より回答をいただいた（無記名2事業所含む）。回収率は47.8%。なお、法人全体と事業所別でアンケートに回答した施設が混在しているため、回答数は1,387施設になる。以下の数値は両者を混在した数値である。

公設施設の回答率は346施設中225施設（65.0%）、民間施設の回答率は2,383施設中1,162施設（48.7%）であった。

（1）相談の有無

矯正施設等（少年院、少年刑務所、刑務所、少年鑑別所、拘置所、警察署、更生保護施設、児童自立支援施設）で入所経験がある人の受け入れの相談を受けたことのある施設は242施設、相談件数は454件。平均相談数は一施設あたり1.8件。最高の相談数は12件であった。

相談を寄せてきた人では「福祉関係」が257件（55.4%）、「本人／家族」が117件（25.2%）の2つが全体の8割を占める。個別では「福祉事務所」が177件（38.1%）と最も多く、続いて「家族」83件（17.9%）、「相談支援事業所等」63件（13.6%）の順になる。

年度毎の相談件数、相談件数累計、相談を寄せてきた人の分類は以下の通りである。

表2 年度別相談件数（単位：件数）

		平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	合 計
公 設	一部事務組合	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	行政(市町村)	5 (7.8)	2 (3.1)	2 (2.7)	1 (1.0)	3 (2.0)	13 (2.9)
	行政(都道府県)	2 (3.1)	2 (3.1)	5 (6.8)	4 (4.0)	10 (6.6)	23 (5.1)
	社会福祉協議会	0 (0.0)	1 (1.6)	2 (2.7)	0 (0.0)	1 (0.7)	4 (0.9)
	社会福祉事業団(市町村)	1 (1.6)	1 (1.6)	1 (1.4)	1 (1.0)	4 (2.6)	8 (1.8)
	社会福祉事業団(都道府県)	1 (1.6)	5 (7.8)	6 (8.1)	10 (10.0)	15 (9.9)	37 (8.1)
	独立行政法人	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
民 間	社会福祉法人	55 (85.9)	53 (82.8)	58 (78.4)	84 (84.0)	118 (77.6)	368 (81.1)
	財団法人	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	学園組合	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	NPO 法人	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.7)	1 (0.7)
		64 (100.0)	64 (100.0)	74 (100.0)	100 (100.0)	152 (100.0)	454 (100.0)

注1「受け入れ相談」がなしと回答したもので、「矯正施設からの受け入れ」がありと回答したものは、「受け入れ相談」ありに回答を統一して集計を行った。

注2「分からない」や「7～8件」、また施設入所中の触法行為は、相談としてカウントしていない施設もあり、正確な数値ではない。

表3 平成15年～平成19年 相談件数総計（単位：施設数）

件 数	施設数	構成比
1	154	(63.6)
2	45	(18.6)
3	17	(7.0)
4	4	(1.7)
5	10	(4.1)
6	4	(1.7)
7	3	(1.2)
8	2	(0.8)
9	1	(0.4)
11	1	(0.4)
12	1	(0.4)
	242	(100.0)

表4 相談を寄せてきた人（単位：件数）

項 目		相談件数			
本人／家族	本人			26	(5.6)
	家族			83	(17.9)
	関係者(親族・知人)	117	(25.2)	5	(1.1)
	後見人			3	(0.6)
福祉関係	福祉事務所			177	(38.1)
	相談支援事業所等	257	(55.4)	63	(13.6)
	福祉施設			13	(2.8)
	ケアマネージャ			4	(0.9)
行政	児童相談所			8	(1.7)
	市町村	28	(6.0)	8	(1.7)
	民生委員			12	(2.6)
教育	養護学校	2	(0.4)	2	(0.4)
司法	保護司・保護観察所			28	(6.0)
	司法関係者			5	(1.1)
	警察	44	(9.5)	5	(1.1)
	少年院			5	(1.1)
	少年鑑別所			1	(0.2)
病院	病院	9	(1.9)	9	(1.9)
その他	施設入所後			3	(0.6)
	その他	7	1.5	4	(0.9)
		464	(100.0)	464	(100.0)

注1 「その他」は集計者が上記項目に再分類した。

(2) 罪を犯した又は反社会的行動のある障害者の受け入れ

相談対象の施設の受け入れに至った件数は280名が対象者として報告された。受け入れた施設は176施設である。ただし、複数回施設を利用しているケースが報告されているので、以下の数値は290事例の集計になる。受け入れの相談があった内、54.6%を受け入れたことになる。

累犯により複数回施設を利用しているのは9名20事例、施設の利用は一度であるが、過去に複数回矯正施設の利用があるものは12名12事例であった。

ア. 受け入れ件数別分布

平均の受け入れ件数は一施設あたり1.6事例。最多は16事例を受け入れた1施設。1事例を受け入れた施設が全体の70.5%と最も多かった。

公設施設の受け入れ件数は50事例（17.2%）、民間施設は240事例（72.8%）だった。

表5 受け入れ件数別分布（単位：施設数）

受け入れ件数	施設数	構成比
16	1	(0.6)
10	1	(0.6)
8	2	(1.1)
6	1	(0.6)
5	1	(0.6)
4	5	(2.8)
3	11	(6.3)
2	30	(17.0)
1	124	(70.5)
	176	(100.0)

イ. 性別

男性は女性の7.2倍の事例を受け入れていた。

表6 性別（単位：事例）

性別	人数	構成比
男	246	(84.8)
女	34	(11.8)
入力なし	10	(3.4)
	290	(100.0)

ウ. 受け入れ時の年齢

最年少は13歳、最高齢は66歳。年代別では全体で「16歳～20歳」が60事例（20.7%）と最も多く、男女共に同じく「16歳～20歳」が48事例（19.5%）、12事例（35.3%）と最も多かった。平均年齢は32歳。男性は30.2歳、女性は28.5歳。

表7 受け入れ時の年齢（単位：事例）

	全 体			
		男	女	回答なし
11歳～15歳	2 (0.7)	1 (0.4)	1 (2.9)	0 (0.0)
16歳～20歳	60 (20.7)	48 (19.5)	12 (35.3)	0 (0.0)
21歳～25歳	39 (13.4)	34 (13.8)	5 (14.7)	0 (0.0)
26歳～30歳	42 (14.5)	37 (15.0)	4 (11.8)	1 (10.0)
31歳～35歳	26 (9.0)	24 (9.8)	2 (5.9)	0 (0.0)
36歳～40歳	31 (10.7)	30 (12.2)	1 (2.9)	0 (0.0)
41歳～45歳	20 (6.9)	18 (7.3)	2 (5.9)	0 (0.0)
46歳～50歳	16 (5.5)	14 (5.7)	2 (5.9)	0 (0.0)
51歳～55歳	11 (3.8)	10 (4.1)	1 (2.9)	0 (0.0)

56歳～60歳	11 (3.8)	9 (3.7)	2 (5.9)	0 (0.0)
61歳～	4 (1.4)	4 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)
不明	28 (9.7)	17 (6.9)	2 (5.9)	9 (90.0)
	290 (100.0)	246 (100.0)	34 (100.0)	10 (100.0)

エ. 受け入れ期間

受け入れ期間では「1年未満」が112件（38.6％）と最も多かった。最長は昭和63年から現在まで入所している19年5か月の事例。短期入所を利用した受け入れは21事例あった。現在も139事例が引き続き施設利用中である。

表8 受け入れ期間（単位：事例）

		全 体			回答なし
		男	女		
1年未満	112 (38.6)	95 (38.6)	15 (44.1)	2 (20.0)	
1年～2年未満	38 (13.1)	33 (13.4)	5 (14.7)	0 (0.0)	
2年～3年未満	45 (15.5)	40 (16.3)	5 (14.7)	0 (0.0)	
3年～4年未満	36 (12.4)	33 (13.4)	3 (8.8)	0 (0.0)	
4年～5年未満	24 (8.3)	21 (8.5)	3 (8.8)	0 (0.0)	
5年～6年未満	6 (2.1)	5 (2.0)	1 (2.9)	0 (0.0)	
6年～7年未満	2 (0.7)	2 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	
7年～8年未満	3 (1.0)	3 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	
8年～9年未満	1 (0.3)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	
9年～10年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
10年～11年未満	2 (0.7)	2 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	
11年以上	2 (0.7)	1 (0.4)	1 (2.9)	0 (0.0)	
不明	16 (6.5)	10 (4.8)	1 (3.1)	8 (80.0)	
	290 (100.0)	246 (100.0)	34 (100.0)	10 (100.0)	

注1 受け入れ期間が書かれていないものは下記の規則で算出した。

- ・現在は平成19年10月31日として計算
- ・「H18」「平成18年」という記入は平成18年1月1日～12月31日として計算。
- ・「H18.4」「4月」という記入は4月1日として計算。
- ・日数は繰り上げて計算した。

オ. 受け入れ依頼施設別集計

罪を犯した障害者の受け入れ依頼施設等は、「刑務所」の75件（23.8％）が最も大きい割合を占めており、次いで「警察署」の72件（22.9％）「少年院」38件（12.1％）の順になる。施設利用中の触法行為が17件（5.4％）あった。

矯正施設全体では119件であり、内訳は「刑務所」75件（63.0％）、「少年院」38件（31.9％）、「少年刑務所」6件（5.0％）となる。

表9 受け入れ依頼施設別集計（単位：事例）

	全 体			
		男	女	回答なし
少年院	38 (12.1)	37 (13.8)	1 (2.8)	0 (0.0)
少年刑務所	6 (1.9)	6 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)
刑務所	75 (23.8)	69 (25.7)	6 (16.7)	0 (0.0)
少年鑑別所	5 (1.6)	4 (1.5)	1 (2.8)	0 (0.0)
拘留所	29 (9.2)	27 (10.0)	2 (5.6)	0 (0.0)
警察署	72 (22.9)	60 (22.3)	11 (30.6)	1 (10.0)
更生保護施設	4 (1.3)	3 (1.1)	1 (2.8)	0 (0.0)
児童自立支援施設	24 (7.6)	17 (6.3)	7 (19.4)	0 (0.0)
施設利用中	17 (5.4)	15 (5.6)	2 (5.6)	0 (0.0)
他施設	8 (2.5)	6 (2.2)	2 (5.6)	0 (0.0)
不明	37 (11.7)	25 (9.3)	3 (8.3)	9 (90.0)
	315 (100.0)	269 (100.0)	36 (100.0)	10 (100.0)

カ. 罪名別集計

37.2%が「窃盗」の142事例で、最も大きい割合を占めており、次いで「放火」「わいせつ」の24事例（6.3%）となる。「未遂」や逮捕されていないが「窃盗（万引き）」「住宅侵入」といった反社会的行為が記載されている事例も多かった。

罪名が確定している矯正施設（刑務所、少年刑務所、少年）に限定した集計でも、同じく「窃盗」が73事例（46.2%）と最も多く、「傷害」11事例（7.0%）、「放火」9事例（5.7%）と続いている。

表10 罪名別集計（単位：事例）

	全 体			
		男	女	回答なし
窃盗	142 (37.2)	128 (39.0)	10 (27.0)	4 (23.5)
詐欺	6 (1.6)	4 (1.2)	2 (5.4)	0 (0.0)
放火	24 (6.3)	18 (5.5)	6 (16.2)	0 (0.0)
住居侵入	14 (3.7)	14 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
器物破損	19 (5.0)	19 (5.8)	0 (0.0)	0 (0.0)
覚醒剤取締法違反	7 (1.8)	6 (1.8)	1 (2.7)	0 (0.0)
殺人	5 (1.3)	5 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
強盗	5 (1.3)	5 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
傷害	23 (6.0)	20 (6.1)	2 (5.4)	1 (5.9)
暴行	18 (4.7)	18 (5.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
わいせつ	24 (6.3)	24 (7.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
強姦	1 (0.3)	1 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
恐喝	3 (0.8)	3 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	72 (18.8)	54 (16.5)	16 (43.2)	2 (11.8)
不明	19 (5.0)	9 (2.7)	0 (0.0)	10 (58.8)
	382 (100.0)	328 (100.0)	37 (100.0)	17 (100.0)

注1 複数選択あり

キ. 刑期別集計

一事例について過去入所した複数施設を回答しているものがあり、「刑期」「執行猶予」「仮釈放」「満期出所」の各回答については、それらを統合した119事例が母数となる。

矯正施設からの受け入れに限定して集計を行った。「1年～2年未満」が36事例（30.3%）と最も多かった。刑期では最長で10年。

表11 刑期別集計（矯正施設限定）（単位：事例）

		全 体		
		少年院	少年刑務所	刑務所
不明	30 (25.2)	12 (31.6)	1 (16.7)	17 (22.7)
1年未満	11 (9.2)	3 (7.9)	2 (33.3)	6 (8.0)
1年～2年未満	36 (30.3)	13 (34.2)	1 (16.7)	22 (29.3)
2年～3年未満	23 (19.3)	8 (21.1)	2 (33.3)	13 (17.3)
3年～4年未満	9 (7.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (12.0)
4年～5年未満	5 (4.2)	2 (5.3)	0 (0.0)	3 (4.0)
5年～6年未満	2 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.7)
6年～7年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
7年～8年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
8年～9年未満	2 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.7)
9年～10年未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
10年以上	1 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.3)
	119 (100.0)	38 (100.0)	6 (100.0)	75 (100.0)

ク. 受け入れ時の執行猶予／仮釈放／満期出所／保護観察の有無

「仮釈放」「満期出所」「保護観察」については矯正施設に限定して集計を行った。

119事例の受け入れの内、執行猶予での受け入れは57事例（47.9%）、仮釈放での受け入れは12事例（5.7%）、満期出所での受け入れは59事例（49.6%）、保護観察が付いての受け入れは32事例（26.9%）であった。

表12 執行猶予の有無（単位：事例）

		全 体		
		男	女	回答なし
あり	38 (12.1)	33 (12.3)	5 (13.9)	0 (0.0)
2年	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)
3年	12 (3.8)	10 (3.7)	2 (5.6)	0 (0.0)
4年	5 (1.6)	4 (1.5)	1 (2.8)	0 (0.0)
5年	2 (0.6)	2 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)
なし	184 (58.4)	160 (59.5)	23 (63.9)	1 (10.0)
不明	73 (23.5)	59 (21.9)	5 (13.9)	9 (90.0)
	119 (100.0)	269 (100.0)	36 (100.0)	10 (100.0)

表13 仮釈放の有無（矯正施設限定）（単位：事例）

	全 体			
		少年院	少年刑務所	刑務所
あり	12 (5.7)	12 (4.5)	6 (16.7)	0 (0.0)
なし	74 (69.5)	193 (71.7)	25 (69.4)	1 (10.0)
不明	33 (24.8)	64 (23.8)	5 (13.9)	9 (90.0)
	119 (100.0)	269 (100.0)	36 (100.0)	10 (100.0)

表14 満期出所の有無（矯正施設限定）（単位：事例）

	全 体			
		少年院	少年刑務所	刑務所
あり	59 (49.6)	14 (36.8)	4 (66.7)	41 (54.7)
なし	29 (24.4)	16 (42.1)	0 (0.0)	13 (17.3)
不明	31 (26.1)	8 (21.1)	2 (33.0)	21 (28.0)
	119 (100.0)	38 (100.0)	6 (100.0)	75 (100.0)

表15 保護観察の有無（矯正施設限定）（単位：事例）

	全 体			
		少年院	少年刑務所	刑務所
あり	32 (26.9)	15 (39.5)	2 (33.3)	15 (20.0)
なし	53 (44.5)	13 (34.2)	3 (50.0)	37 (49.3)
不明	34 (28.6)	10 (26.3)	1 (16.7)	23 (30.7)
	119 (100.0)	38 (100.0)	6 (100.0)	75 (100.0)

注1 「仮釈放」「保護観察」「執行猶予」「満期釈放」の記入については以下の通り処理した。

- ・無記入は「不明」
- ・「仮釈放」「保護観察」「執行猶予」「満期釈放」に「○」→「満期釈放」のみ「○」
- ・「仮釈放」「保護観察」「満期釈放」に「○」→「満期釈放」のみ「○」
- ・「仮釈放」「満期釈放」に「○」→「満期釈放」のみ「○」
- ・「満期釈放」のみに「○」→「仮釈放」「保護観察」「満期釈放」は「×」
- ・「仮釈放」「保護観察」「執行猶予」のいずれかに「○」→「満期釈放」は「×」
- ・「仮釈放」「執行猶予」「保護観察」に「○」→「満期釈放」は「×」

ケ. 療育手帳の有無

療育手帳の級数は都道府県によって区切りも区分も違っているため、「A～B」と「1～4度」に分けて集計した。「1～4度」の療育手帳区分を採用しているのは東京都及び名古屋市。発達障害を示す「C」の区分を設けているのは、茨城県、埼玉県、愛知県である。

全体の87.5%にあたる254事例が療育手帳を取得しており、療育手帳を所持していないのは11事例（3.8%）であった。

等級別では、軽度の障害を示す「A」が14事例（4.8%）「4度」が19事例（6.6%）、中度の障害を示す「B」が202事例（69.7%）「3度」が3事例（1.0%）であり、障害の程度が中度と軽度であることが分かる。

施設に受け入れ後、療育手帳を取得したのは3事例ある。

表16 受け入れ時の療育手帳の等級（単位：事例）

		全 体							
				男		女		回答なし	
あり		6	(2.1)	5	(2.0)	1	(2.9)	0	(0.0)
	A	14	(4.8)	11	(4.5)	3	(8.8)	0	(0.0)
	B	202	(69.7)	182	(74.0)	19	(55.9)	1	(10.0)
	C	9	(3.1)	8	(3.3)	1	(2.9)	0	(0.0)
	1 度	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	2 度	1	(0.3)	1	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)
	3 度	3	(1.0)	3	(1.2)	0	(0.0)	0	(0.0)
	4 度	19	(6.6)	15	(6.1)	4	(11.8)	0	(0.0)
なし		11	(3.8)	7	(2.8)	4	(11.8)	0	(0.0)
不明		25	(8.6)	14	(5.7)	2	(5.9)	9	(90.0)
		290	(100.0)	246	(100.0)	34	(100.0)	10	(100.0)

表17 受け入れ後の療育手帳の等級（単位：事例）

		全 体							
				男		女		回答なし	
あり		111	(38.3)	90	(36.6)	20	(58.8)	1	(10.0)
	A-1	1	(0.3)	1	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)
	A-2 a	4	(1.4)	3	(1.2)	1	(2.9)	0	(0.0)
	A-2 b	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	A-3	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	B-1	72	(24.8)	66	(26.8)	6	(17.6)	0	(0.0)
	B-2	69	(23.8)	66	(26.8)	3	(8.8)	0	(0.0)
なし		9	(3.1)	7	(2.8)	2	(5.9)	0	(0.0)
不明		24	(8.3)	13	(5.3)	2	(5.9)	9	(90.0)
		290	(100.0)	246	(100.0)	34	(100.0)	10	(100.0)

注1 未記入のものは受け入れ時と療育手帳の等級が変わらないものとして扱った。

コ. 受け入れ時の障害程度区分

障害者自立支援法に移行し、同法が定める障害程度区分を採用している施設と、新法に移行している施設が混在しているため、旧法と新法に分けて集計を行った。

軽度の知的障害を示す「区分1（新法）」は11事例（3.8%）、「区分2（新法）」は27事例（9.3%）、「C（旧法）」は24事例（8.3%）であり、中度の知的障害を示す「区分3（新法）」は33事例（11.4%）、「区分4（新法）」は20事例（6.9%）「B（旧法）」は34事例（11.7%）であった。

表18 受け入れ時の障害程度区分（単位：事例）

		全 体							
				男		女		回答なし	
新法	区分 1	11	(3.8)	11	(4.5)	0	(0.0)	0	(0.0)
	区分 2	27	(9.3)	26	(10.6)	1	(2.9)	0	(0.0)
	区分 3	33	(11.4)	29	(11.8)	4	(11.8)	0	(0.0)
	区分 4	20	(6.9)	18	(7.3)	2	(5.9)	0	(0.0)
	区分 5	7	(2.4)	5	(2.0)	2	(5.9)	0	(0.0)
	区分 6	2	(0.7)	2	(0.8)	0	(0.0)	0	(0.0)
旧法		1	(0.3)	1	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)
	A	20	(6.9)	16	(6.5)	4	(11.8)	0	(0.0)
	B	34	(11.7)	27	(11.0)	7	(20.6)	0	(0.0)
	C	24	(8.3)	21	(8.5)	3	(8.8)	0	(0.0)
なし		15	(5.2)	14	(5.7)	1	(2.9)	0	(0.0)
不明		96	(33.1)	76	(30.9)	10	(29.4)	10	(100.0)
		290	(100.0)	246	(100.0)	34	(100.0)	10	(100.0)

サ. 現在の障害基礎年金の有無

全体の64.5%にあたる187事例が障害基礎年金を取得しており、障害者基礎年金を所得していないのは49事例（16.9%）であった。ただし、障害者基礎年金を取得できない20歳未満を除くと、障害者基礎年金を取得していないのは7.6%にあたる22名（男性20名、女性2名）であった。

表19 現在の障害基礎年金の有無（単位：事例）

		全 体					
		男		女		回答なし	
あり		2 (0.7)	2 (0.8)	0 (0.0)	0 (0.0)		
	1 級	17 (5.9)	15 (6.1)	2 (5.9)	0 (0.0)		
	2 級	168 (57.9)	150 (61.0)	17 (50.0)	1 (10.7)		
なし		49 (16.9)	38 (15.4)	11 (32.4)	0 (0.0)		
不明		49 (16.9)	39 (15.9)	1 (2.9)	9 (90.0)		
その他		5 (2.0)	2 (1.0)	3 (9.4)	0 (0.0)		
		290 (100.0)	246 (100.0)	34 (100.0)	10 (100.0)		

（3）現在の状況

記述回答を、「生活の場」「日中の活動」「再犯の有無」「現在の状況」の категорияで集計者が再分類した。共に母数は290事例である。

生活の場では入所授産や入所更生施設という「入所施設」を利用している者が84事例（28.9%）と最も多く、「グループホーム（共同生活援助）、ケアホーム（共同生活介護）」が36事例（12.4%）、「短期入所」「単身生活」の17事例（5.9%）と続いている。

日中活動では生活の場と同様に入所施設の利用が88事例（30.3%）と最も多かった。パートやアルバイトまで含めると31事例（10.7%）が就職をしており、12事例（4.0%）が就職に向けた訓練を行っていた。

受け入れ後再犯に至ったものが35事例（12.1%）、その中で現在も刑務所への収監や裁判中のものは9事例（3.1%）ある。また犯罪までは至らずとも、反社会的な行動が見受けられるのは9事例（3.1%）だった。

「生活の場」「日中活動の場」共に入所施設が多いことから分かるが、139事例（47.9％）が施設を利用中だった。「支援継続中」の12事例（4.1％）は見守り支援や、施設へ来園しての相談を受け付けているものであり、相談支援は4事例、ガイドヘルパーは2事例が利用している。

表20 再犯の有無（単位：事例）

性別	人数	構成比
問題行動	9	(3.1)
再犯	35	(12.1)
特になし	246	(84.8)
	290	(100.0)

注1 集計者による分類。

表21 生活の場（単位：事例）

		件数	構成比
共同生活介護・ 共同生活援護	GH	17	(5.9)
	CH	17	(5.9)
	GH・CH	2	(0.7)
通勤寮	通勤寮	7	(2.4)
	生活寮	1	(0.3)
地域生活	家族と同居	0	(0.0)
	自宅	12	(4.1)
	実家	6	(2.1)
	短期入所	17	(5.9)
	単身	17	(5.9)
	夫婦生活	2	(0.7)
入所施設	入所更生	47	(16.2)
	入所施設	18	(6.2)
	入所授産	18	(6.2)
	入所施設（精神）	1	(0.3)
その他	自活訓練	2	(0.7)
	知的障害児施設	1	(0.3)
不明		105	(36.2)
		290	(100.0)

注1 集計者による分類。

表22 日中活動（単位：事例）

		件数	構成比
就職	就職	31	(10.7)
	就職活動中	2	(0.7)
	就職を目指す	3	(1.0)
訓練	就労移行支援	8	(2.8)
	就職の訓練を実施	1	(0.3)
	社会適応訓練	1	(0.3)
	自活訓練終了	1	(0.3)
	自立訓練	1	(0.3)

授産活動／生活介護	授産作業	1	(0.3)
	小規模通所授産施設	1	(0.3)
	通所施設	9	(3.1)
	通所授産	11	(3.8)
	生活介護	5	(1.7)
	作業所	2	(0.7)
	通所更生	6	(2.1)
	日中一時支援	2	(0.7)
入所施設	入所更生	48	(16.6)
	入所授産	19	(6.6)
	入所施設	19	(6.6)
	入所施設（精神）	1	(0.3)
	施設入所支援	1	(0.3)
その他	権利擁護	1	(0.3)
	居宅介護	1	(0.3)
	進学を希望	1	(0.3)
	地域活動支援センター	1	(0.3)
不明		112	(38.6)
		290	(100.0)

注1 集計者による分類。

表23 現在の状況（単位：事例）

		件数	構成比
再犯	刑務所	7	(2.4)
	収監	1	(0.3)
	裁判中	1	(0.3)
支援中	支援継続中	18	(6.2)
	施設利用中	139	(47.9)
	他法人が支援	12	(4.1)
その他	退所	22	(7.6)
	死亡	4	(1.4)
	逃亡	1	(0.3)
	病院へ入院中	10	(3.4)
	福祉事務所へ引き渡し	5	(1.7)
	行方不明	4	(1.4)
不明		66	(22.8)
		290	(100.0)

注1 集計者による分類。

（４）支援体制

ア．支援プログラムの有無

受け入れの相談が寄せられた施設の内、「支援計画あり」という回答は51施設（29.0％）あった。多かったものとしては、「個別支援計画・プログラム作成」の12件、「ケース会議・ケア会議（施設外関係者との会議を含む）」が10件、「カウンセリング（対話・作文含む）」「個別の見守り支援」が8件の順になる。利用者を受け入れてからプログラムを作成する法人が多い中で、段階を踏んだプログラムを確立しているという回答を寄せた施設が1施設あった。

表24 支援プログラムの種類（単位数：件数）

	件数
個別支援計画・プログラム作成	12
ケース会議・ケア会議（施設外関係者との会議を含む）	10
カウンセリング（対話・作文含）	8
個別の見守り支援	8
生活習慣の確立	6
保護観察との連携	5
信頼関係構築	2
利用者支援援助	3
医療との連携	3
成年後見制度利用	2
就労同行	2
個室対応	2
その他	16

注1 集計者による分類。

注2 複数への分類あり。

イ. 加算の有無

加算は神奈川県3施設についている「特別処遇加算」と和歌山県1施設についている「市単独加算」の4事例のみであった。前者は神奈川県横浜市の「横浜市民間障害者施設運営費助成事業実施要綱」（平成15年3月）の第8条及び第9条に規定されている「特別処遇費助成事業」の一つとして設けられている。対象者は、家宅侵入、暴行、器物破損、窃盗、放火、痴漢、売春などの触法行為を起こし、再び起こす恐れの高い者が、知的障害者施設（入所又は通所）を利用し、早期に自立した地域生活に移行することを目的に対象者へ支援を行った場合に、その経費を助成する事業である。

表25 加算の有無（単位：事業所数）

	件数	構成比
あり	4	(1.4)
なし	239	(82.4)
不明	47	(16.2)
	290	(100.0)

（5）意見等

ア. 受け入れで障壁となった事項

回答者は相談者を受け入れた176施設。

受け入れで障壁となった事として、多かったのは「個人情報不足」で76件（22.0%）、次いで「経済補償（障害基礎年金、生活保護の手立て）」が63件（18.2%）、「契約の問題（契約になじまない）」が34件（9.8%）となる。

表26 受け入れて障壁となった事項（単位数：件数）

	件 数					
			相談なし	相談あり		
				受入あり	受入なし	
療育手帳の取得	16	(4.6)	0 (0.0)	16 (4.7)	15 (4.5)	1 (14.3)
援護の実施市町村の決定	15	(4.3)	0 (0.0)	15 (4.4)	14 (4.2)	1 (14.3)
経済保障（障害基礎年金、生活保護の手立て）	63	(18.2)	0 (0.0)	63 (18.3)	61 (18.1)	2 (28.6)
契約の問題（契約になじまない）	34	(9.8)	0 (0.0)	34 (9.9)	34 (10.1)	0 (0.0)
サービス利用調整システムの問題	34	(9.8)	1 (50.0)	33 (9.6)	33 (9.8)	0 (0.0)
本人または家族の同意	37	(10.7)	1 (50.0)	36 (10.5)	35 (10.4)	1 (14.3)
個人情報の不足	76	(22.0)	0 (0.0)	76 (22.1)	75 (22.3)	1 (14.3)
後見人の問題	27	(7.8)	0 (0.0)	27 (7.8)	27 (8.0)	0 (0.0)
その他	44	(12.7)	0 (0.0)	44 (12.8)	43 (12.8)	1 (14.3)
	346	(100.0)	2 (100.0)	344 (100.0)	337 (100.0)	7 (100.0)

注1 複数選択あり

イ. 施設に受け入れてみて困難な事項

回答者は相談者を受け入れた176施設。

「手がかかる」が73件（14.7%）で最も多く、次いで「施設利用中の再犯」の62件（12.5%）、「再犯防止プログラムの未整備」の55件（11.1%）となる。

表27 施設に受け入れてみて困難な事項（単位：件数）

	件数	構成比
障害認定区分が低い（実際の支援の量と比較）	48	(9.7)
専門職の配置が無い（職員不足）	48	(9.7)
他利用者等への人権侵害	47	(9.5)
手がかかる（職員の精神的、体力的負担）	73	(14.7)
将来展望が描けない	47	(9.5)
施設利用中の再犯（施設内外）	62	(12.5)
個人情報の取扱い	19	(3.8)
再犯防止プログラムの未整備	55	(11.1)
施設の立地環境と本人の犯罪性とのミスマッチ	14	(2.8)
いなくなる	39	(7.8)
障害年金年金の受給が困難	7	(1.4)
施設職員の理解が無い	9	(1.8)
その他	29	(5.8)
	497	(100.0)

注1 複数選択あり

ウ. 受け入れられなかった理由

回答者は受け入れの相談があった242施設。

「定員がいっぱいであった」が46件（18.6%）、次いで「他利用者等への人権侵害の恐れがある」が36件（14.6%）、「本人が利用を望まなかった」が34件（13.8%）となる。

表28 受け入れられなかった理由（単位：件数）

	件数	構成比
療育手帳の取得	4	(1.6)
罪名（罪の重さ、施設周辺への影響）	13	(5.3)
専門職の配置が無い	14	(5.7)
他利用者等への人権侵害の恐れがある	36	(14.6)
援護の実施市町村の問題	3	(1.2)
契約の問題（契約になじまない）	6	(2.4)
本人が利用を望まなかった	34	(13.8)
家族が利用を望まなかった	6	(2.4)
費用負担の問題（障害基礎年金の未受給等）	5	(2.0)
後見人の問題	5	(2.0)
再犯の可能性が高い	18	(7.3)
満期出所のため法的拘束力等がない	1	(0.4)
手がかかる（職員の精神的、体力的負担）	20	(8.1)
定員がいっぱいであった	46	(18.6)
施設職員の理解が得られない	5	(2.0)
その他	31	(12.6)
	247	(100.0)

注1 複数選択あり

エ. 受け入れられなかった人のその後

回答者は受け入れの相談があった242施設。

全体129件の内、半数近い44.2%が「わからない」と答えているが、回答者の福祉施設が行き先を把握していないという意味で、「行方不明」を意味している訳ではない。行き先を把握しているものでは、「他法人の福祉施設等」の23件（17.8%）、「自宅」の18件（14.0%）の順になる。

表29 受け入れられなかった人のその後（単位：件数）

	件数	構成比
わからない	57	(44.2)
他法人の福祉施設等	23	(17.8)
法人内の他の施設	2	(1.6)
自宅	18	(14.0)
親戚宅	2	(1.6)
知人（友人）宅	0	(0.0)
社員寮	0	(0.0)
矯正施設等	6	(4.7)
行方不明	2	(1.6)
ホームレス	4	(3.1)
その他	15	(11.6)
	129	(100.0)

注1 複数選択あり

オ. 受け入れやすくするために必要な事

回答者は全事業所の1,387施設。

相談者を受け入れた176法人で必要な事としては、「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」が82件（17.6％）と一番多く、「特別加算等の何らかの加算がある」が80件（17.2％）、「専門職の配置がされる」が66件（14.2％）と続く。

全体では「専門職の配置」が271件（18.2％）と最も多く、次いで「法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ」が267件（18.0％）、「自治体の積極的関与がある」が231件（15.5％）という順になる。

表30 受け入れやすくする為に何が必要か（単位：件数）

		相談なし	全 体		
			相談あり	相談あり	
				受入あり	受入なし
障害認定区分が高く判定される	132 (8.9)	57 (6.8)	75(11.6)	62(13.3)	13 (7.1)
療育手帳取得要件の緩和	57 (3.8)	36 (4.3)	21 (3.2)	15 (3.2)	6 (3.3)
措置入所の弾力的運用が出来る	104 (7.0)	53 (6.3)	51 (7.9)	36 (7.7)	15 (8.2)
特別加算等の何らかの加算がある	230(15.5)	125(14.9)	105(16.2)	80(17.2)	25(13.7)
自治体の積極的関与がある	231(15.5)	136(16.2)	95(14.7)	64(13.8)	31(17.0)
専門職の配置がされる	271(18.2)	170(20.2)	101(15.6)	66(14.2)	35(19.2)
仮釈放で保護観察がある	41 (2.8)	31 (3.7)	10 (1.5)	8 (1.7)	2 (1.1)
障害基礎年金の受給要件の緩和	72 (4.8)	50 (6.0)	22 (3.4)	17 (3.7)	5 (2.7)
法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ	267(18.0)	147(17.5)	120(18.5)	82(17.6)	38(20.9)
満期出所の場合でも何らかの法的拘束力がある	48 (3.2)	22 (2.6)	26 (4.0)	19 (4.1)	7 (3.8)
その他	34 (2.3)	13 (1.5)	21 (3.2)	16 (3.4)	5 (2.7)
	1487(100.0)	840(100.0)	647(100.0)	465(100.0)	182(100.0)

注1 複数選択あり

罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究（田島班）
におけるアンケート調査

調査実施日：平成19年10月 日

① 貴施設についてお聞かせ下さい。（平成19年 9 月現在）

① 施設設置主体： _____

② 運営法人名： _____

③ 事業所名： _____

④ 事業区分： _____

⑤ 定 員： _____ 名、 現 員： _____ 名

⑥ 職員数： _____ 名（うち直接処遇にあたる職員数： _____ 名）

⑦ 福祉専門職の配置

・社会福祉士 _____ 名	・臨床心理士 _____ 名
・介護福祉士 _____ 名	・社会福祉主事 _____ 名
・精神保健福祉士 _____ 名	・ケアマネージャー _____ 名
・ホームヘルパー _____ 名	・レクインストラクター _____ 名
・その他	

② 矯正施設等で入所経験がある人の福祉施設受け入れの相談について

※H15. 4～H19. 9の期間でお答え下さい。

※ここでのいう矯正施設等とは

少年院、少年刑務所、刑務所、少年鑑別所、拘置所、警察署、更生保護施設、児童自立支援施設を指します。

① 矯正施設等で入所経験がある人の貴施設受け入れの相談を受けられたことがありますか。

（ あ り ・ な し ）

② ①で「あり」とお答えの場合、以下の設問にお答え下さい。

A：相談件数はどのくらいありましたか。

平成15年 _____ 件

平成16年 _____ 件

平成17年 _____ 件

平成18年 _____ 件

平成19年 件

B：相談されてきた人はどなたですか。○で囲んで下さい。（複数可）

- ・本人（ 件） ・家族（ 件） ・福祉事務所（ 件）
・病院（ 件） ・保護司（ 件） ・民生委員（ 件）
・ケアマネージャー（ 件） ・相談支援事業所（ 件）
・その他（ ）

③ 相談対象の人の施設受け入れはどうなりましたか。次のア、イへ記入願います。(両方記入可)

ア：施設受け入れに至った 名

イ：施設受け入れに至らなかった 名

④ ③で「ア」にお答えの場合、受け入れられた人の詳細について別紙にご記入願います。

また、以下の設問にお答え下さい。

A：施設で受け入れをした時に、何か特別な支援プログラムはありましたか。

(はい・いいえ)

「はい」の場合、支援プログラムの内容についてご記入下さい。

B：施設で受け入れられる際に障壁となった困難な事項は何でしたか。3つ☑でチェックして下さい。

- | | |
|--|--|
| ☐ 療育手帳の取得 | ☐ 援護の実施市町村の決定 |
| ☐ 経済保障（障害基礎年金、生活保護の手立て） | ☐ 契約の問題（契約になじまない） |
| ☐ サービス利用調整システムの問題 | ☐ 本人又は家族の同意 |
| ☐ 個人情報不足 | ☐ 後見人の問題 |
| ☐ その他 | |

[illegible]

C：実際、施設で受け入れられてみて困難な事項は何でしたか。3つ☑でチェックして下さい。

- | | |
|--|--|
| ☐ 障害認定区分が低い（実際の支援の量と比較） | ☐ 専門職の配置が無い（職員不足） |
| ☐ 他利用者等への人権侵害 | |
| ☐ 手がかかる（職員の精神的、体力的負担） | |
| ☐ 将来展望が描けない | ☐ 施設利用中の再犯（施設内外） |
| ☐ 個人情報の取扱い | ☐ 再犯防止プログラムの未整備 |
| ☐ 施設の立地環境と本人の犯罪性とのミスマッチ | ☐ いなくなる |
| ☐ 障害基礎年金の受給が困難 | ☐ 施設職員の理解が無い |
| ☐ その他 | |

⑤ ③で「イ」とお答えの場合、受け入れられなかった理由は何でしたか。3つ☑でチェックして下さい。

- | | |
|---|--|
| ☐ 療育手帳の取得 | ☐ 罪名（罪の重さ、施設周辺への影響） |
| ☐ 専門職の配置が無い | |
| ☐ 他利用者等への人権侵害の恐れがある | ☐ 援護の実施市町村の問題 |
| ☐ 契約の問題（契約になじまない） | ☐ 本人が利用を望まなかった |
| ☐ 家族が利用を望まなかった | |
| ☐ 費用負担の問題（障害基礎年金の未受給等） | ☐ 後見人の問題 |
| ☐ 再犯の可能性が高い | ☐ 満期出所のため法的拘束力等がない |
| ☐ 手がかかる（職員の精神的、体力的負担） | ☐ 定員がいっぱいであった |
| ☐ 施設職員の理解が得られない | |
| ☐ その他 | |

- ⑥ ③で「イ」とお答えの場合、受け入れられなかった人はその後どうなりましたか。（どこに行きましたか。）お解かりの範囲で☑でチェックして下さい。（複数可）

- | | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| ☐ わからない | ☐ 他法人の福祉施設等 | |
| ☐ 法人内の他の施設 | ☐ 自宅 | ☐ 親戚宅 |
| ☐ 知人（友人）宅 | ☐ 社員寮 | ☐ 矯正施設等 |
| ☐ 行方不明 | ☐ ホームレス | |
| ☐ その他 | | |

- ⑦ 法的整備も含めて受け入れやすくするためには何が必要ですか。3つ☑でチェックして下さい。

- | | |
|---|---|
| ☐ 障害認定区分が高く判定される | ☐ 療育手帳取得要件の緩和 |
| ☐ 措置入所の弾力的運用が出来る | ☐ 特別加算等の何らかの加算がある。 |
| ☐ 自治体の積極的関与がある。 | ☐ 専門職の配置がされる |
| ☐ 仮釈放で保護観察がある。 | ☐ 障害基礎年金の受給要件の緩和 |
| ☐ 法務省との連携強化による新規事業の立ち上げ（社会生活支援センター 仮称） | |
| ☐ 満期出所の場合でも何らかの法的拘束力がある。 | |
| ☐ その他 | |

- ⑧ 最後にこの研究についてのご意見をお聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

過去5年間（H15. 4～H19. 9現在）において、貴施設にて受け入れられた人の詳しい状況を教えて下さい。尚、別紙注釈をご参考にご記入願います。

別紙

性 別	受入期間 注1	受入れ時 の年齢	施設名 注2	罪名 注3	刑期 注4	執行猶予 の有無 注5	保護観察 の有無 注6	仮釈放で の受入 注7	満期出所 での受入 注8	受入れ時の 療育手帳の 有無及び等級	受入れ後の 療育手帳の 等級	現在の障害 認定区分 注9	現在の障害 基礎年金の 有無及び等級	加算の有無 及び加算名 注10	現在の状況 (自由記述にてお答え下さい) 注11
例 男・女	H15～H18 (3年間)	26歳	〇〇少年 刑務所	窃盗 器物損壊	1年6ヶ月	×	×	×	○	B 2	B 1	区分3	2級	×	現在は就職して、アパートで一人暮らしをしている。特に支援は受けていない。
A 男・女															
B 男・女															
C 男・女															
D 男・女															
E 男・女															
F 男・女															

(※項が不足した場合は印刷してご記入下さい。)
ご協力ありがとうございました。

厚生労働科学研究(障害保健福祉総合研究事業)
「罪を犯した障がい者の
地域生活支援に関する研究」(田島班)
(H18-障害-一般-006)

**「全国の知的障害者施設における罪を犯した、
又は反社会的行動のある人達の実態調査」**

編集・発行 社会福祉法人 南高愛隣会
〒859-1215
雲仙市瑞穂町古部甲1572
T E L 0957-77-2137(代)
F A X 0957-77-3966
<http://airinkai.or.jp/>

発行年月日 平成20年7月

印刷所 (株) 昭和堂